



# わかやま 物価とくらし

2004.10 No. 241

発行

和歌山県環境生活部共生推進局  
県民生活課  
〒640-8585 和歌山市小松原通1-1  
TEL(073)432-4111

◇「わかやま物価とくらし」はインターネットでも御覧いただけます◇  
<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/031300/049/049.html>

あなたにも届くかも・・・

## こんなハガキに気をつけて!!

わかやまくらしのモニターから寄せられた架空請求のハガキを紹介します。  
このハガキの文面には、お金を支払わせるためのさまざまな手口が隠されています。  
今回は、このハガキをもとに架空請求の手口を考えてみましょう。

何かの請求が  
曖昧に示す手口

単なる通知ではな  
く公的機関からの  
重要な内容だと思  
わせる手口

急いで電話を  
かけさせよう  
とする手口

どの会社が曖昧  
に示す手口

脅し文句の手口

考える時間を与え  
ないため短い期限  
にしている手口

### 電子消費者未納利用料請求最終通達書

分類コード YY072328

この度ご通達致しましたのは、貴殿のご利用された「電子消費者料金未納分」について、ご利用会社、又は回収業者から委託を受けましたので大至急当局までご連絡下さい。

こちら「電子消費者民法特例法」上、法務省認可通達書となっておりますので、連絡無きお客様につきましてはやむを得ず裁判所からの書類通達後、指定の裁判所へ出廷となります。また裁判後の措置と致しまして給与差押さえ及び、動産物・不動産物差押さえを強制執行させていただきますゆえ当局と執行官による「執行証書の交付」を承諾して頂くようお願いすると同時に、債権譲渡証明書を一通郵送させていただきますので承諾の上ご返送ください。

尚、書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、請求金額・御支払い方法等は当局職員にご確認下さい。以上を持ちまして最終通告とさせていただきます。

裁判取下げ最終期日 平成16年7月〇〇日

〇〇〇〇債権回収機構  
営業時間 平日8:00~17:00 休日 土・日・祝日  
〒131-00×× 東京都〇〇区〇〇〇3-7-10  
代表 03-3776-××××

固定電話を記載す  
ることで実態ある  
組織を装う手口

利用した覚えのないハガキがきても・・・



- ❑ 連絡しない!! 支払わない!!
- ❑ 「家族にも注意を呼びかけて」ください

◆◆ご相談やお問い合わせは◆◆

消費生活センター・・・・・・・・・・・・・・・・073-433-1551  
消費生活センター紀南支所・・・・・・・・0739-24-0999  
または各市町村消費者行政担当窓口へ

# 和歌山県ブランドモニターの

# 活動をご紹介いたします。



## ○県ブランド推進局とブランドモニターについて

県では、平成15年4月にブランド推進局を立ち上げ、県産品の販路拡大に取り組んでいます。具体的には、首都圏や京阪神を中心に、大手スーパーや高級スーパー等で「和歌山フェア」を実施（県産品を販売）し、売れ筋商品については最終的に定番商品としての取扱いを目指しています。

また一方で、県内の優良な県産品の発掘に取り組んでいます。そこで今年度より、くらしのモニターの中から44名の方に「ブランドモニター」としてご活動いただき、消費者の視点でおいしい・こだわりのある県産品を推薦して頂いております。

## ○ブランドモニターからのお薦め県産品

8月末までに約150品の県産品を推薦して頂きました。梅干し、金山寺味噌、寿司、豆腐、しらす、うつぼ、はちみつ、パン、菓子、果物、野菜…等々、色々な県産品の情報をお寄せ頂きました。

現在、順次、生産・製造者を訪問し、販路拡大の意向のある産品については、各種マーケットとの商談会の案内等を行っております。

ブランドモニターの方々からのお薦め県産品が県外で販売される日も間近かもしれません。

## ○県産品に目を向けてみましょう

和歌山県には、豊かな自然、高野・熊野を中心とした歴史に育まれたすばらしい産品がたくさんあります。でも、意外と知らない物もあるのでは？ 普段のお買い物の際、ちょっと意識して県産品を探してみてください。県産品には、新鮮な商品やこだわりの商品、地域の生活に根ざした商品等がたくさん。きっとお気に入りの産品に出会えると思います。

また、「和歌山県産品フェア」には県産品が一堂に集まりますので、ぜひご来場ください。（詳しくは、以下をご覧ください。）

### ～ 魅力いっぱい・県産品にふれよう～ 「和歌山県産品フェア」のご案内

和歌山県産品の魅力を広く県内外の皆さんに知って頂くために、次のとおり「和歌山県産品フェア」を実施します。当日は、県産品の販売や試食、さらに楽しいイベントも色々実施されますので、皆さんお誘い合わせの上、ぜひご来場下さい。

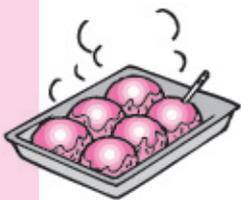
日時：平成16年11月6日（土） 10:00～17:00  
7日（日） 10:00～16:00

場所：和歌山マリーナシティ内「WAVE」及び前広場（和歌山市毛見）

- 内容：○ 季節の農畜林水産品及び地域特産品の販売・食の提供  
○ 木工体験等の県内産業に関連する体験交流  
○ 世界遺産登録記念の展示とイベント  
○ たこ焼き選手権、100円市場（野菜や果物を100円で販売）  
アートバルーンショー 等々

他にも楽しいイベントがたくさん!!

主催：和歌山県・和歌山県産品フェア実行委員会



## お問い合わせ

県庁ブランド推進局

（ブランドモニターについては）マーケティング推進課

TEL 073-441-2820

（県産品フェアについては）マーケティング企画課

TEL 073-441-2813

# 「わかやまくらしのモニター」通信票から



◎ よく身に覚えのない請求書には気をつけて、など注意を促していますが、ハガキを見て実際これがそうなのかと結びつくまで時間がかかります。是非、このような被害にあわないためにも、実際のハガキや文面を見せていただき、注意を促して欲しいと思います。

(和16・中山隆文様)

◎ 不当表示について、本当に明記されてある重量が入っているか、疑問に感じることもあり、店にレンジ同様はかりをおいてくだされば良心的だと思う。

(伊4・並河加津子様)

◎ いつも考えさせられることであるが、私たち消費者は店頭を表示を見てしか購入できないのだから、コンプライアンス経営といわれるように、企業が正直に表示をしていただかないと、私たちの口に入る食品のことであるから、命にかかわることといっても過言ではない。

(伊3・石井絹子様)

依然として架空請求の被害が増加する中、モニターさんからも、『電子消費者未納利用料請求最終通達書』や『不良債権請求通達書(督促状)』が届いたという情報がたくさん寄せられています。連絡等をとると何度でも請求されるおそれがありますので、ハガキやメールに記載された連絡先には絶対に連絡しないようにしてください。

## 「わかやま食の安全サポーター」を募集します

和歌山県では、県民の食への関心を高め、食の安全や食生活の改善に関する知識等の普及を図るとともに、県民から頂いたご意見等を食の安全施策に反映させるため、「わかやま食の安全サポーター」を募集します。

### 【活動内容】

- ☆ 県が提供する資料等によって、食の安全確保に関する知識と理解を深めていただきます。
- ☆ 県が実施する食の安全施策等に対して協力するとともに、ご意見をいただきます。
- ☆ 日常生活の中で、食品表示や食品衛生等について感じたことや情報を県に報告していただきます。
- ☆ 県が実施するアンケート調査等に回答していただきます。

### 【応募方法】

- ▽ 応募資格者：県内に居住、通勤又は通学している個人で、食の安全に積極的に取り組む意思がある方。
- ▽ 応募方法：氏名、住所(郵便番号)、電話番号、年齢、職業をご記入の上、持参・郵送・FAX・eメールのいずれかで応募してください。(電話でもお受けします。)  
※「食の安全・安心わかやま」ホームページからでも応募できます。
- ▽ 募集人数：500名
- ▽ 募集期間：平成16年11月15日(月)まで
- ▽ 任期：依頼の日から平成18年3月31日(金)まで  
(ご本人から辞退の申し出があった場合は、この限りではありません。)
- ▽ 謝礼：サポーターの活動は、無償でお願いします。

### お問い合わせ・お申し込み先

和歌山県環境生活部食の安全局食品安全企画課

住所：〒640-8585 和歌山市小松原通1-1

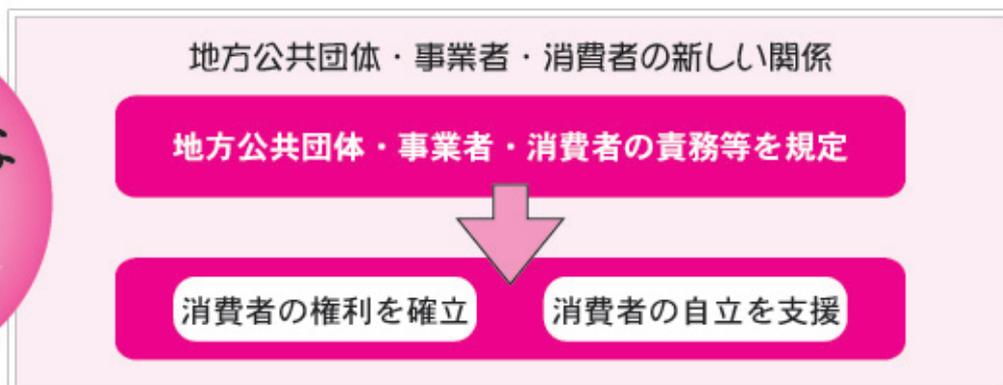
電話：073-441-2635(直通) FAX：073-441-2639

eメール：e0316001@pref.wakayama.lg.jp

「食の安全・安心わかやま」ホームページ：http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/031600/

# 消費者基本法が公布・施行されました。

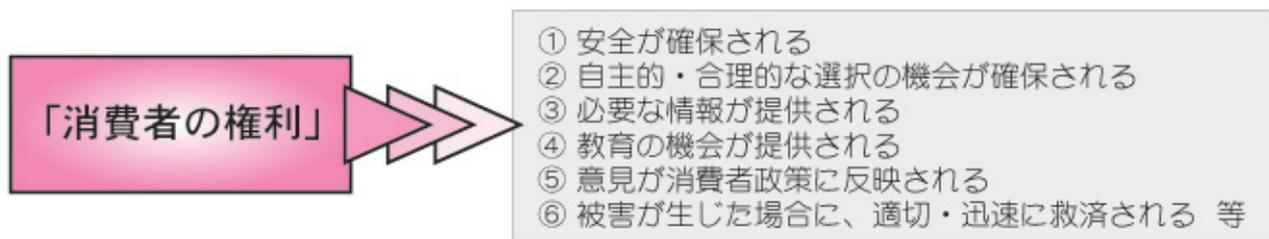
『消費者基本法』とは、消費者政策の基本的な枠組みとして機能してきた『消費者保護基本法』が、昭和43年の制定以来、36年ぶりに改正されたものであり、平成16年6月2日に公布・施行されました。



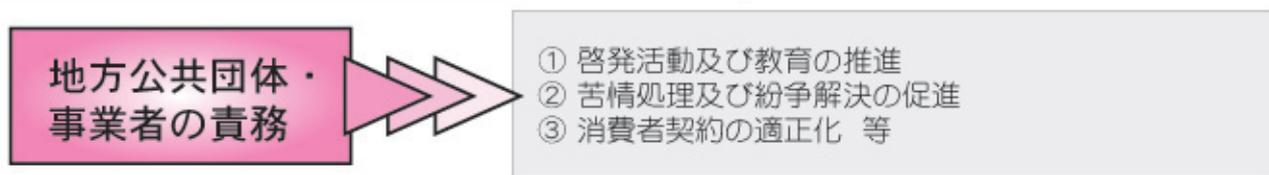
## ○「消費者保護」から「消費者の自立の支援」へ

従来は、事業者に対して事前規制を加え、「消費者保護」を図っていました。改正後は、消費者と事業者が自由で公正な取引を行うルールを整備し、同時に悪質な事業者の監視・取締りや消費者被害の救済に関する制度を充実させるという「消費者の自立の支援」に、消費者政策の重点を移行させることになりました。

## ○「消費者の権利」が明記されました



## ○地方公共団体・事業者の責務等が明確に



現在、和歌山県消費生活条例の改正については、消費生活審議会にて審議を行っています。

◆◇ 詳しくは、内閣府国民生活局のホームページをご覧ください ◆◇

内閣府ホームページ「消費者の窓」 <http://www.consumer.go.jp/>

## 消費生活、物価、県民相談・交通事故相談に関するダイヤル

消費生活に関する御相談・・・消費生活センター  
073-433-1551  
消費生活センター紀南支所  
0739-24-0999  
物価問題に関する御質問・・・県民生活課（物価ダイヤル）  
073-433-4444  
県民相談・・・県民相談室  
073-441-2356

交通事故相談・・・交通事故相談所  
073-441-2359  
交通事故相談所紀南駐在  
0735-22-8551

いずれも相談受付時間は、平日：午前9時～午後5時  
土曜・日曜・祝日・年末年始は休みです。  
交通事故相談所紀南駐在については、水曜日休みです。